

出張者に関する出入国管理上の注意点

為替レートの円安への変動、中国国内の人件費をはじめとした物価の上昇、中国経済の停滞等の理由により、日本本社から中国現地法人へ派遣する駐在員を減らし、日本本社からの出張者による業務対応への切り替えが進んでいます。しかしながら、中国の出入国管理上、特に就業目的での入国に関しては規制が強化されており、税務上の取り扱いとも相まって、十分な注意が必要な状況となっています。今回は、日本から中国へのお出張者に関する出入国管理上の注意点について解説します。

1. 出張者に関する出入国管理上の注意点

日本本社から中国現地法人に駐在員を派遣する場合、駐在員は中国現地法人との労働契約を根拠として「就業証」を取得し、就業目的での居留許可を取得して中国に駐在することになります。一方、出張者の場合には、入国目的に応じてビザを取得し、このビザに基づき中国に入国することになります。日本本社の業務上中国に入国する場合には、通常、就業目的もしくはビジネス目的での入国となりますので、「就業ビザ (Z ビザ)」もしくは「ビジネスビザ (M ビザ)」に基づいて入国することになります。

■「就業ビザ (Z ビザ)」と「ビジネスビザ (M ビザ)」の入国目的

ビザの種類	入国目的
就業ビザ (Z ビザ)	中国国内での仕事
ビジネスビザ (M ビザ)	商業貿易活動

なお、日本パスポートの保持者については、入国の目的が旅行やビジネスであり、滞在期間が15日以内の場合にはビザ申請が免除されます。ここで注意しなければならないのは、滞在期間が15日以内の短期間の出張であっても、入国目的が就業の場合にはビザの申請が必要とされる点です。担当者の中国へのお出張に当たっては、出張者の入国目的が「就業」に当たるか否かについて十分な注意が必要となります。

2. 出張者の就業ビザの申請と注意点

中国に就業目的で入国する場合には事前に就業ビザの申請が必要ですが、従前は、就業ビザは原則として中国国内の企業や団体との労働契約が存在し長期に就業することが前提とされていました。しかしながら、今年の制度改革により必ずしも中国国内の企業との労働契約が存在しなくとも就業ビザの発行を受けることが可能となりました。この点、逆に言いますと、短期間の滞在であり、中国国内の企業との直接的な雇用関係がなかったとしても、入国目的が「就業」と認定される場合があり、このような場合には必ず就業ビザの申請が必要となることが明確化されたものといえます。たとえば、日本本社と中国現地法人との技術援助契約等の契約に基づいて、技術指導や業務管理の目的での中国へのお入国は就業目的での入国となりますので、事前に就業ビザの

申請が必要となりますので、この点には十分な注意が必要といえます。

■就業ビザの申請が認められる場合

1、中国国内の企業や団体との労働契約が存在する場合【駐在員の場合】	就業ビザに基づき入国し、30 日以内に就業証、居留許可を取得して中国国内での滞在が認められることになります。 長期に渡って滞在することが想定されており、上海では労働契約の期限が 90 日以上の場合についてのみ「就業証」の発行が認められます。 就業ビザの申請に当たり、事前に「就業許可書」の申請が必要となります。
2、中国国内の企業や団体との契約に基づき外国企業から派遣され仕事を行う場合【出張者の場合】	就業ビザに基づき入国し、90 日未満の短期滞在のみ認められます。 就業ビザの申請に当たり、事前に「就業許可書」及び「在中国短期工作証明」の申請が必要となります。

また、出張者の入国目的が以下のような場合には、短期間の滞在であれば就業ビザの申請が不要であるものの、滞在期間が 90 日を超過する場合には就業ビザを申請しなければならないことが明記されています。しかしながら、原則として中国国内の企業や団体との間の労働契約が存在しない場合には、出入国管理上 90 日を超過する中国国内での滞在が認められません。そのため、以下の入国目的の場合において、滞在期間が 90 日を超える場合には、「出張」形態ではなく「駐在」形態にて中国に派遣することが必要になるものと考えられます。

■滞在期間が 90 日を超える場合に就業ビザが必要とされる業務内容

1、機械設備の販売に伴う修理、設置、調整、取り外し、指導や訓練
2、落札プロジェクトについて行う指導、監督、検査
3、中国国内の支店、子会社、駐在員事務所に赴いて行う短期業務

【ご案内】

上海成和ビジネスコンサルティング（税理士法人成和）では、今後以下の日程にて無料セミナーの開催を予定しております。参加をご希望の方は、下記の連絡先（担当：西澤）までお問い合わせください。

➤ 2015 年 11 月 12 日（木） 15:00～ 【定員 20 名】

テーマ：中国ビジネス再編に向けた税務・会計 ～ 現地法人編

会場：上海国際貿易センター

➤ 2015 年 12 月中旬 （時間未定） 【定員 40 名】

テーマ：カンボジア投資セミナー（中国語主体）

会場：上海市内（調整中）

➤ 2016 年 1 月中旬 （時間未定） 【定員 20 名】

テーマ：日本企業財務担当者のための会計基礎講座

会場：上海市内（未定）